

# 介護職員初任者研修課程等研修費補助金交付申請の手引き

令和8年度版



## 1 補助対象となる研修

- (1) 介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）
- (2) 介護福祉士実務者研修（以下「実務者研修」という。）

## 2 補助対象者

(1)及び(2)に該当する職員または(3)の事業者（法人）が対象です。

### (1) ア～ウのいずれかに該当する方

ア 研修修了日から1年以内に、三鷹市内の介護事業所（三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属しているものをいう。）への勤務を開始し、当該事業所に以後3か月以上継続して勤務している職員（（介護事業所を運営する法人等に直接雇用されている方）（非常勤職員にあっては、申請日から遡って3か月間の勤務時間（休憩時間等を除く）が週平均で30時間以上である場合に限る。）

イ 三鷹市内の介護事業所（三鷹市介護保険事業者連絡協議会に所属しているものをいう。）に勤務していて、研修修了後も当該事業所に3か月以上継続して勤務する職員（（介護事業所を運営する法人等に直接雇用されている方）（非常勤職員にあっては、申請日から遡って3か月間の勤務時間（休憩時間等を除く）が週平均で30時間以上である場合に限る。）

ウ みたかふれあい支援員（補助対象となる研修の申込時点でみたかふれあい支援員であり、申請時点から遡って3年間に訪問型サービスに従事した時間が累計で30時間以上の方）

- (2) 他の補助制度等により、この補助金と同種の補助金を受けていない方
- (3) (1)及び(2)の要件を満たす職員の研修受講料を負担した事業者（法人）

### POINT

研修を修了してから3か月以上勤務している必要があります。  
修了直後は申請できません（みたかふれあい支援員を除く）。

### POINT

勤務証明書欄は事業者（法人）が証明します。  
勤務先の介護事業所ではないのでご注意ください。

## 3 補助額

### (1) 初任者研修

養成機関に支払った受講料（教材費、実習費、補講料等を含む。）と上限 **70,000 円**を比較して、いずれか少ない額

[支給額の例]	受講料	65,000 円	⇒	支給額	65,000 円
	受講料	80,000 円	⇒	支給額	70,000 円（上限）

## (2) 実務者研修

養成機関に支払った受講料（教材費、実習費、補講料等を含む。）と上限 **100,000 円** を比較して、いずれか少ない額

〔支給額の例〕	受講料	80,000 円	⇒	支給額	80,000 円
	受講料	150,000 円	⇒	支給額	100,000 円（上限）

## 4 支給申請時の提出書類

※様式は三鷹市ホームページ (<https://www.city.mitaka.lg.jp/>) からダウンロードできます。

### (1) 本人が受講料を負担した場合

- ア 三鷹市介護職員初任者研修課程等研修費補助金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）
- イ 介護職員初任者研修課程修了証書または介護福祉士実務者研修修了証書のコピー
- ウ 受講料の領収証（原本）

※ 銀行振込やクレジットカード決済等を利用した場合で、領収証が発行されない場合は事前にご相談ください。

### POINT

領収証を紛失した場合は、申請できません。  
申請する場合は、発行元に再発行を依頼してください。

### (2) 事業者（法人）が受講料を負担した場合

- ア 三鷹市介護職員初任者研修課程等研修費補助金交付申請書（介護事業者用）（様式第 2 号）
- イ 補助金交付申請対象者名簿（様式第 3 号）
- ウ 介護職員初任者研修課程修了証書または介護福祉士実務者研修修了証書のコピー（全員分）
- エ 受講申請を事業者として行ったことが分かる書類（申込書の写し等）
- オ 受講料を負担したことが分かる書類（領収証、振込明細書等）
- カ 債権者登録兼支払金口座振替依頼書 ※初回の申請時のみ

※ **同一の経費について、本人と事業者（法人）が重複して申請することはできません。**

## 5 申請方法

必要書類を添えて、三鷹市役所本庁舎 1 階 11 番窓口又は郵送でご申請ください。

**申請期限は、対象者が交付要件を満たした日の翌月初日から起算して、6 か月以内です。**

## 6 申請後の流れ

### (1) 本人による申請

申請内容を確認し、交付決定通知書を送付します。補助金は、申請受付から 2 週間程度で指定口座に振り込みます。

### (2) 事業者（法人）による申請

申請内容を確認し、交付決定通知書を送付します。交付決定額に基づき、請求書をご提出ください。補助金は、請求書の提出後、2 週間程度で指定口座に振り込みます。

※消費税等に係る税額控除の報告について、補助事業完了日の属する年度の翌年度末頃までにご提出いただく必要があります（返還額が0円の事業者も報告が必要です）。

提出書類や時期等の詳細は、別途メールにてご案内いたします。

【申請・お問い合わせ先】

三鷹市健康福祉部介護保険課介護事業者指導係（1階 11 番窓口）

〒181-8555 三鷹市野崎 1 - 1 - 1

電話 0422-29-8095

## 7 受付期間について

申請は随時受け付けますが、補助金の交付は先着順となります。本補助金に係る当該年度内の予算の上限に達した場合は、年度途中であっても受付を終了する場合があります。受付を終了した際は、三鷹市ホームページでお知らせしますので、申請前にご確認ください。

三鷹市 初任者研修



**POINT**

申請要件を満たしていても、年度内の受付が終了した場合には、原則として補助金の交付を受けられません。

申請要件を満たしたら、速やかに申請するようにしてください。